

# 地震等大規模災害時における損壊家屋等解体撤去の協力に関する協定

平成 26 年 7 月 4 日 協定締結

## (趣旨)

第1条 地震等大規模災害が発生した場合における被災した損壊家屋等の解体撤去に関し、横浜市（以下「甲」という。）が一般社団法人横浜建設業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 地震等大規模災害

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。

### (2) 解体廃棄物

地震等大規模災害により発生した廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）のうち、損壊した家屋等の解体等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材、金属、津波堆積物等をいう。

### (3) 家屋等

専用住宅、共同住宅などの人の住居の用に供する建物のほか、事務所、店舗、工場、倉庫等をいう。

## (解体撤去の内容)

第3条 解体撤去の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 応急活動、復旧活動に支障となる家屋等の解体
- (2) 本市が必要と認めた家屋等及び公共施設、橋りょう等構造物の解体
- (3) 解体廃棄物の撤去
- (4) 前各号に伴う必要な措置

## (協力要請)

第4条 甲は、地震等大規模災害時に乙に対して解体撤去の協力を要請することができるものとする。  
2 乙は、前項の要請を受けた場合は、乙の会員（以下「乙会員」という。）に必要な情報を提供し、乙会員の協力が得られるようにする。  
3 甲は、解体撤去の必要がなくなったときは、乙に協力要請の終了を告げるものとする。

## (要請手続)

第5条 前条第 1 項の規定による甲の要請は、文書をもって資源循環局長が行うものとする。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、後に文書で通知する。  
2 前項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書（様式 1）により行うものとする。

- (1) 解体撤去地区の状況
- (2) 解体撤去地区
- (3) 解体撤去内容
- (4) 解体撤去期間
- (5) その他必要な事項

#### (情報の提供)

第6条 甲は、解体撤去に円滑な協力を得られるように、自らが所管する地域の被災状況等必要な情報を乙に提供するものとする。

2 甲は、解体撤去する損壊家屋等の情報を乙に提供する。情報提供は、次の各号に掲げる事項を記載した文書（様式2）により行うものとする。

- (1) 家屋等の場所
- (2) 家屋等の用途
- (3) 家屋等の構造
- (4) 家屋等の階数
- (5) 家屋等の延床面積
- (6) その他必要な事項

3 乙会員は、前項の情報から協力の可否について、乙の事務局を通じて甲に報告する。

#### (解体撤去の実施)

第7条 前条第3項の規定による報告を受け、損壊家屋等の解体及び解体廃棄物の撤去を行う乙会員を横浜市契約規則（昭和39年3月規則第59号）等に基づき決定する。

2 乙会員は、甲の指示に従い、損壊家屋等の解体及び解体廃棄物の撤去を実施する。

3 甲は、乙会員の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

4 乙会員は、損壊家屋等の解体及び解体廃棄物の撤去の実施に当たっては次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること
- (2) 解体廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること
- (3) その他必要な事項

#### (経費の負担)

第8条 乙会員が第4条の要請に基づき実施した損壊家屋等の解体及び解体廃棄物の撤去に要した経費は、国が定める「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」を基本として、甲がその価格を決定し、乙会員に支払うものとする。

2 乙会員による経費の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により甲に直接行うものとする。

#### (補償)

第9条 第4条の要請に基づき乙会員が実施した損壊家屋等の解体及び解体廃棄物の撤去に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令等の適用がある場合を除き、横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成9年10月条例第60号）を適用し補償する。

#### (契約書の締結)

第10条 第4条の要請に基づき乙会員が損壊家屋等の解体及び解体廃棄物の撤去を実施するときは、甲と乙会員とは、第8条の費用負担に基づいた請負契約を締結するものとし、当該契約書には第9条の災害補償の条項を盛り込むこととする。

(連絡体制等)

第 11 条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては横浜市資源循環局総務部総務課、乙においては一般社団法人横浜建設業協会事務局とする。

2 乙は、大規模災害時における円滑な活動が図れるよう確実かつ緊急的に対応する能力を有する会員を名簿に登録するものとする。

3 乙は、前項の名簿を毎年 6 月末日までに甲に提出するものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定書の有効期間は、平成 26 年 7 月 4 日から平成 27 年 7 月 3 日までとする。ただし、期間満了の日前 3 か月までに、甲乙何れからの申出がないときは、この協定の有効期間は、更に 1 年延長されたものとみなし、以後同様とする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

附則

1 この協定は、平成 26 年 7 月 4 日から適用する。

本協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 26 年 7 月 4 日

甲 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地  
横浜市  
横浜市長 林 文子



乙 横浜市中区太田町 2-22 神奈川県建設会館内  
一般社団法人 横浜建設業協会  
会長 土志田 領司



## 地震等大規模災害時における損壊家屋等解体撤去の協力要請書

一般社団法人 横浜建設業協会  
会長 様

横浜市資源循環局長

地震等大規模災害時における損壊家屋等解体撤去の協力に関する協定第5条第2項の規定に基づき、  
次のとおり要請します。

連絡責任者 連絡先	電話 ( )
解体撤去 地区の状況	
解体撤去地区	
解体撤去内容	
解体撤去期間	
その他	
※は記入しないこと	※整理番号

（区）提供書情報に関する家屋等等に係る損壊

会量各位

地震等大規模災害時における損壊家屋等解体撤去の協力に関する協定第6条第3項の規定に基づき、次のとおり情報提供します。

長局循環資源市浜橫